

「裁くこと」と「許すこと」

「裁判員制度」が今年5月から始まりました。新聞やテレビで報道されているように、本職の裁判官3名と、民間から抽選で選ばれた裁判員6名による「裁判員裁判」が各地で始まり、10月には岐阜地方裁判所でも初めての裁判員裁判が行われました。(実際には、他に補充裁判員3名も加わります)

「裁判員の候補者」は、毎年新たに抽選で選ばれます。すでに、来年の候補者の人数が発表されました。全国で34万4900人、おおよそ「300人に1人」の割合です。「ひとごと」ではありません。あなたにも私にも、「呼び出し状」が来るかも知れないのです。

「人を裁く」ということは、どういうことなのか—宗教の立場から、「裁くこと」と「許すこと」について考えてみたいと思います。

東本願寺発行の『同朋新聞』の記事(2009年1月号)に、私は大変感動を受けたのでご紹介いたします。

北海道の好蔵寺門徒の井田ツルさん(89歳)は、50年ほど前、42歳の時に長男の力さん(23歳)を交通事故で失くします。未成年者によるひき逃げ事故でした。事故の後、ツルさんは「犯人を恨み、呪いもした」と言いますが、やがて「可愛い息子がどこへ行ったか聞きたくて」、お寺に通い、仏法を聞くようになりました。聞法を続けるうちに、犯人への気持ちが少しずつ変化していき、「犯人を許せるところまでたどり着くことができた」と、ツルさんは振り返っています。そして今は、さらに「“許す”のは私ではない。私たち人間は、仏様によって“すでに許されている”のだ」とおっしゃるのです。

被害者だけではなく、犯人もまた「共に救われる道」をすでに仏様は用意してくださっているのです。ありがたいことです。

南無阿弥陀仏。